

会員 各位

古河市商工会  
会長 石川 康夫  
古河市商工会建設業部会  
部会長 高橋 正  
〈公印省略〉

## 高所作業車の運転技能講習会開催について

(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今回、建設業労働災害防止協会茨城県支部のご協力により、労働安全衛生法第76条の規定に基づく標記技能講習会を開催いたしますので、下記事項にご留意の上、お申込くださいますようご案内申し上げます。

### 記

1. 期 日 ( 学 科 ) 令和 2年 9月15日(火)～16日(水) 初日受付8時30分～  
( 実 技 ) 令和 2年 9月17日(木) または 18日(金)

\* 実技日程は後日、参加人数により指定されます

2. 会 場 ( 学 科 ) 古河市商工会 三和事務所 (古河市仁連 2053-1)  
( 実 技 ) 古河市商工会 三和事務所駐車場

3. 定 員 20名 (境町・五霞町商工会の共催で20名の定員となりますのでお早めに申込下さい)

4. 申込締切日 令和2年8月28日(金) ※ 定員になり次第〆切となります

非会員事業所の受付が8月3日から始まりますので、早めにお申し込みください

5. 受講料 

区分1	41,000円	(39,120円+テキスト代1,880円)
区分2	36,850円	(36,620円+テキスト代1,880円)

区分2	36,850円	(36,620円+テキスト代1,880円)
-----	---------	-----------------------

(受講区分については 裏面区分表にてご確認ください)

(注)納付した受講料は災害防止協会に納付するため理由のいかんに関わらず返金できませんのでご注意ください。

6. 受講手続 下記書類を準備していただき、古河市商工会総和事務所・三和事務所までお申し込みください。

①受講申込書(商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード)

②受講資格確認証明書

③受講料(テキスト代含む)

④証明写真 2枚・・・縦3.0cm×横2.4cmで裏面に氏名を記入したもの

3か月以内に撮影した上三分身、正面(帽子及びサングラス不可)

⑤本人確認の証明書の写し・・・氏名、生年月日、住所等を公的に証明する書類

(運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード等)

(外国籍の方は、特別永住者証明書または在留カード)

## 7. 高所作業車の運転業務とは

作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務

## 8. 受講対象者 満18歳以上の男女で下表に該当する者(下記該当者は資格証明書類のコピーを添付してください)

区分	資 格
1	① 建設業施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者
	② 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許または普通自動車免許を有する者
	③ フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地運搬・積込及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習または不整地運搬車運転技能講習を修了した者
2	① 移動式クレーン運転士免許を受けた者
	② 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者

(区分1については普通自動車免許があればOKです)

## 9. 講習時間

	時 間	科 目	区分1	区分2
1日目 9/15	8:45~8:50	オリエンテーション		
	8:50~12:00	構造及び取扱いの方法	○(受講)	○(受講)
	12:50~14:55	〃	○(受講)	○(受講)
	15:00~17:00	一般的事項	○(受講)	×(免除)
2日目 9/16	8:30~9:30	関係法令	○(受講)	○(受講)
	9:35~10:35	修了試験	○(受講)	○(受講)
	10:40~17:00 (昼休み50分含む)	実 技	○(受講)	○(受講)
3日目 9/17又は 9/18	8:30~11:45	実 技	○(受講)	○(受講)
		実 技 試 験		

## 10. 資格取得奨励金

資格取得奨励金として、講習修了者に対し受講料の一部(3,000円)を商工会より事業主へ支給いたします。【\*古河市商工会の会員の事業主、役員、従業員(家族含)の受講に限ります。】

## 11. 人材開発支援助成金について

この講習は、雇用保険に加入する中小事業主が、その雇用する建設労働者(雇用保険の被保険者に限る)に有給で本講習会を受講させた場合は、助成金を受けることができます。

【窓口：茨城労働局職業対策課 029-224-6219】